

臺北。

(7) 矢澤悦子「秦の統一過程における『臣邦』——郡縣制を補完するものとして——」(『駿大史學』第一〇一號、一九九七年)。

(8) 拙稿「秦邦——雲夢睡虎地秦簡より見た『統一前夜』——」(同刊行會『論集 中國古代の文字と文化』、汲古書院、一九九九年)。

(9) 工藤元男「禹の傳承をめぐる中華世界と周縁」(『岩波講座世界歴史』三 中華の形成と東方世界、岩波書店、一九九八年)。

(10) なお、本書については、すでに富谷至「睡虎地秦簡研究の勝利者」(『東方』第二二二號、一九九八年)において簡にして要を得た紹介がなされている。また、著者の工藤氏には本書の他に、『中國古代文明の謎』(光文社文庫、一九八八年初版發行)の著書がある。

一九九八年二月 東京 創文社
A5判 一〇〇四〇三三五七頁 九八〇〇圓

谷口規矩雄著

明代徭役制度史研究

山根 幸 夫

今般、私の長年の友人谷口規矩雄氏が『明代徭役制度史研究』を發刊されたことは、本當にうれしい。すでに十三年前のことになるが、谷口氏の恩師岩見宏氏の刊行された『明代徭役制度の研究』とともに、戦後わが國における明代徭役制研究の到着点であり、立派な成果といわねばならぬ。

戦後わが國の明代史研究では、なぜか多くの研究者が徭役制度の研究に大きな關心を示した。その第一陣が、岩見氏の「明の嘉靖前後に於ける賦役改革について」(『東洋史研究』一〇—五、一九四九)であり、それにつづいたのが筆者の「一五、六世紀中國における賦役勞働制の改革——均徭法を中心として」(『史學雜誌』六〇—一一、一九五二)であった。谷口氏はそれから十年ばかり遅れて、處女論文「明代華北における銀差成立の一研究——山東の門銀成立を中心にして——」(『東洋史研究』二〇—三、一九六一)を發表した。この論文は本書補篇の最初に收められている。なお、谷口氏と岩見氏は神戸大學で師弟關係にあり、私も谷口氏とは彼が京大大学院生の頃からのつきあいである。同じ明代徭役制を研究するという關係から、私は岩見・谷口兩氏からいろいろ教示され、多くの裨益をうけた。

さて、本書は本篇と補篇の兩部に分けられており、本篇は未發表

の論文であり、本書の核心をなす部分である。補篇は明代徭役制に關係のある既發表の論文七篇を収めている。つぎに、その内容を紹介すれば左の如くである。

本 篇

明代一條鞭法の研究——華北におけるその成立と展開を中心として——

序 説

第一章 明代前期の徭役制度

第一節 里甲正役

第二節 雜 役

第二章 徭役制度の改革と徭役の銀納化

第一節 明初における徭役賦課の問題點

第二節 均徭法による改革と徭役制度の問題點

第三節 均徭の銀納化

第四節 九等法について

第五節 九等法から門銀・丁銀へ

第三章 一條鞭法の成立とその展開

第一節 華北における門銀・丁銀制

第二節 華北における一條鞭法の成立

第三節 華北における一條鞭法の展開

第四節 一條鞭法の問題點——結びにかえて——

補 篇

一、明代華北における銀差成立の一研究——山東の門銀成立を中

心にして——（一九六一）

二、明代華北の「大戸」について（一九六九）

三、呂坤の土地丈量策と鄉村改革について（一九八三）

四、呂坤の郷甲法について（一九八三）

五、龐尙鵬の一條鞭法について（一九九〇）

六、明代福建の一條鞭法について（一九九〇）

七、日本における明代徭役制度の研究（一九九三）

以下、まず本篇の内容を紹介してみたい。著者は「本篇の第一、第二章は従来の徭役制度研究を私なりにまとめ、必要部分に私なるの見解をさしはさむ形をとって敘述した」（あとがき）と述べているが、處々に注目すべき見解が示されている。

第一章「明代前期の徭役制度」では、最初に、明代の徭役制度の概容を得るために、本章ではその基礎が形成された明代前期の徭役制度について述べている。まず里甲正役について、里長・甲首・里老人・糧長などについて概述する。そして、筆者の舊説に對する批判を展開する。里長の職責について、筆者の擧げた「上供物料・公費」の負擔は、里長・甲首の負擔に含まれていなかったことを強調する。この點については、すでに岩見氏がその著書のなかで明らかにした處で、筆者も岩見氏の著書に對する書評（『東洋史研究』四六一—一九八七）のなかで、自説を訂正した次第である。なお、谷口氏は最後に里長の職責について、最近岩井茂樹氏によつて提示された新説を紹介する。筆者がかつて現年里長の職責の一つである「勾攝公事」を、上供物料や公費の負擔であると考へたのに對して、岩井氏は「公事」とは「從來のような廣い意味に取るのは、語句本來の意味からしても間違いで、これは裁判事件に關して犯人や

證人を拘束するとの意味なのである」と規定している。これに對して、谷口氏も全面的に贊同している。しかし、一般に「公事」とは「公務」あるいは「公の用事」の意味に用いられているようである。各種の『官制用語事典』などでも同様の意味とされており、これを訴訟事件に關わる用語とすることに、私は必ずしも贊同することはできない。

第二章「徭役制度の改革と徭役の銀納化」では、明初における徭役賦課の問題点を考察する。第一節では皂隸・膳夫・庫子・斗級・柴夫（擔柴夫および炊柴夫）・厨役などの諸役について検討し、これらの徭役について、主として岩見説に據りながら、正統年間ころまでにどのような問題が発生したかを考察する。つづいて第二節では「均徭法による改革と徭役制度の問題点」を検討している。ここでも岩井氏の新説を採用して、山根説に對して批判を加える。筆者は「均徭法は〈甲〉單位に雜役に服するもの」と述べたが、私の説明不足のせいでは、岩井氏はある甲が全體として一つの雜役に割り當てられることはあり得ないと批判している。しかし、上述の表現で私が考えたことは、均徭を負擔する年に當つた甲の各戸にそれぞれ雜役が賦課されるといつたつもりで、一甲全體が一つの雜役を負擔すると考えたわけではなかった。それゆえ、岩井氏の新説、戸を單位として雜役が割り當てられたとする見解は、私の考えていたことと矛盾するわけではない。なお、均徭法施行の初期にあつては、均徭里長、均徭甲首の全員に對して、雜役が割り當てられたか否かは疑問である。換言すれば、均徭甲首の中には、雜役を科派されなかつた者もいたかも知れぬということである。

第三節では、均徭の銀納化について論じている。ここでも山根説

を批判して、岩見氏の所論に基づき均徭の中に銀差が成立したのは、官僚の銀に對する欲求を直接の契機としたものであることを論じている。第四節「九等法について」は、もっぱら岩見氏の所論に基ついて論を展開している。華中・華南とは異なり、華北では廣範圍に門銀・丁銀制が施行されていたが、その賦課の基準とされた三等九則の法（いわゆる九等法）を紹介する。そして、岩見氏が解明した九等法によつて、華北では嘉靖以降、門銀・丁銀という制度が行われ、それは九等の戸則に應じて、定額の銀を納付するものであつたことから考えると、それは嘉靖年間に突然成立したものでない、九等法に類した方式が早くから存在しており、その方式が雜役全體に擴大され、門銀・丁銀になつたと考えるのが、自然であらうと推定している。

第五節では「九等法から門銀・丁銀へ」の推移を論じている。この門銀の成立については、谷口氏自身、本書補篇一の「明代華北における銀差成立の一研究——山東の門銀成立を中心にして」で、詳細に論證している處である。

以上の所説に依據して、著者は第三章「一條鞭法の成立とその展開」を論じている。本章は著者のもつとも重點をおいた部分であり、本書のもつとも注目すべき部分である。著者が十年前に發表した論文「明代華北における一條鞭法の展開」（岩見・谷口篇「明末清初期の研究」京大人文科學研究所、一九八九）が、本章の基盤となつている。第一節「華北における門銀・丁銀制」では、華北においては門銀・丁銀の基礎の上に、一條鞭法が成立してきたことを強調する。そのことを示す具體的史料として、于慎行『穀城山館文集』に收めている「與撫臺宋公論賦役書」を引用し、于慎行が華北にお

ける均徭賦課の方法が、丁銀・門銀制から丁銀・地銀制に變化したことを、條鞭法の特徴の一つとして指摘している事實を重視する。そして、その前段階としての丁銀・門銀制を、著者は詳細に考察する。すなわち、華北では「一般的に税糧は土地を對象として課税し、徭役は人丁を對象としていたが、嘉靖年間になると、華北にも貨幣經濟が滲透し、土地所有よりも、商業や高利貸により財産を蓄積した富家の存在が無視できない問題になった」。それゆえ、舊來のまま土地・人丁を中心とした課税方法では矛盾が生じ、その解決策として「土地所有高・人丁數だけでなく、現銀・債券など様々な動産も加えて総合評價し、その結果定められた戸等」によって、門銀を負擔させることになったと推論する。そして、その具體例を山東、北直隸、河南、山西などの地域について、丁銀・門銀の具體的な史料を提示している。

第二節「華北における一條鞭法の成立」では、華北の條鞭法は一般的に丁銀、地銀という形をとって成立したと考える。そこで、本節では丁銀・門銀制がいかなる改變を経て、丁銀・地銀制となったかを論證することが中心課題となる。その際に、もう一つ重要な問題となるのが、三等九則の戸等制の廢止である。「地銀の成立が戸等制の廢止と密接に絡まって進行した」と推定する。そして、山東で均徭の賦課に當って、丁・門の法と丁・地の法が同時併行的に行われた事實を指摘する。徭役の土地への科派という措置は、山東では農民の徭役負擔を部分的にもせよ輕減するという政策的意圖をもつて實施されたものであった。

それでは、山東以外の華北各省ではどのような措置がとられたのであろうか。史料制約もあって、他省では『山東經會錄』⁽³⁾に見ら

れたような具體的な史料を見出すことはできないが、多くの地域で人丁の負擔(丁銀)が過重になり、その輕減策として均徭の一部を土地へ派入する方法が取られるようになった、と著者は推測する。

華北ではこれまで徭役科派の基準として、三等九則の戸等が重視されていたことは、著者が繰り返して強調してきた處であるが、もはや戸等制は農民各戸の實情を反映したものではなくなってきた。

「審門は富家を利するものであり、照地は貧家を利する」ものとなつてしまつた。要するに、戸則の決定の仕方の問題があり、假令富戸が上上則に格附けされたとしても、その門銀・戸銀の負擔額は、貧窮戸に比べて實質的に軽いものとなつた。そこで、土地の所有額を基準として、直接土地に徭役を賦課する方法が出現した(地銀の成立)。戸等制の信憑性が低くなつたので、より確實な把握しやすい土地を對象として、徭役を賦課する措置がとられたわけである。

その具體例は『山東經會錄』に見られる。すなわち、山東では嘉靖四十二年(一五六三)に均徭の一部を土地に科派するという措置が講じられた。ただし、この措置の可否をめぐる種々の論議が起り、隆慶元年(一五六七)戸部尙書葛守禮はこれに嚴しい反對論を上奏した。葛守禮の強硬な主張によつて、山東でも均徭の一部を土地に科派する措置が停止され、再び均徭は舊來どおりすべて丁銀・門銀に科派されることになった。しかし、その後山東における土地への科派はどうなつたのであろうか。『山東經會錄』の記録は隆慶四年(一五七〇)で終つているので、『經會錄』によつてその後の推移を確認することはできぬ。ただし、山東東阿縣の知縣白棟が、徭役銀を土地へ科派した事實が知られている。著者は、白棟が嘉靖四十二年以來の「丁地兼派」の方法に則つて、一條鞭法の施行にふみ

きだったのであらうと推測している。

第三節「華北における一條鞭法の展開」では、文字どおり華北における條鞭法施行の推移を検討する。「第一、二節の考察を基礎に考えるならば、華北において均徭は、三等九則の戸則に基づいて人丁と門戸に課派される丁銀・門銀制という方式によって實施されていた。ところが農民層の分解が進行すると、富裕層の過重負擔が轉嫁されるといふ事態が擴大することになった。こうした事態を解決するために、華北においても土地丈量の重要性が指摘されると同時に、傳統的通念を破って徭役を土地に賦課する方式が實施されることになった」と著者は断定する。したがって、華北における徭役面における一條鞭法の成立は「徭役制度それ自體の展開として考察することがのできるのであり、税糧面の一條鞭法の展開とはおのずから別個の過程であつた」と著者は考えるわけである。

著者は前節で取りあげた白棟の一條鞭法の内容を本節で再検討する。そして、白棟の「量地編差」説を彈劾した戸科給事中光懋の批判に對して、白棟を辯護した山東巡撫李世達の上奏を紹介する。李世達は言ひ、國初に比べて現在税糧・徭役・里甲等の負擔が非常に増大するとともに、官僚・諸生はもとより、富商・大戸まで、名目上職役(胥吏)となつて、優免規定により丁差を脱免している。その結果、重い徭役は勢い優免に預かれぬ小農民に賦課されることになる。しかも、貪官汚吏、老胥猾里が小農民を食いものにしていく。このような状況を改善するためには、白棟の一條鞭法を施行する必要がある、と。李世達は全面的に白棟の條鞭を支持しているわけである。なぜ白棟の方策に批判が生じたかと言へば、白棟の條鞭施行によって自己の有利な條件を喪失することを恐れた富豪大家

が、白棟の改革を非難、攻撃する聲に惑わされた光懋が、白棟を彈劾したわけであつた。これに對して、巡撫李世達は詳細に白棟の方策の妥當なることを論じ、彼を辯護した。

結局、白棟は何の咎めもつけられなく、これ以降條鞭の法はそれぞれ地方の巡撫・巡按がその地の實情に即して施行すべきことを指示し、次第に擴大していった。著者は、このような結果になつたのは、當時の首輔張居正の意向が大きく影響したことは間違いない、と指摘している。

要するに、白棟が東阿縣で實施した條鞭法は、上司の山東巡撫李世達の支持を得ると同時に、中央政府でも首輔張居正の支持を受けて、華北における條鞭法が普及する契機となつたのである。著者は、更に白棟の條鞭法が東阿縣でどのように定着し、評價されたかを檢證する。此處でまた于慎行の「與撫臺宋公論賦役書」を引用する。すなわち「徭役は三等九則の戸等を廢止し、ただ人丁額と土地所有面積に基づき賦課」することになつた次第を明確にし、かつその納入方法は各人の自封投糧になつた事實を指摘している。

ところで、白棟の條鞭法が施行されたことによつて、從來の弊害を除去するという利點もあつたが、不利な點もあつたことを于慎行は論じている。すなわち、山東で「成熟の田」には條鞭は有利であつたが、「荒棄の田」には不利であつたことである。しかし、白棟の一條鞭法が華北において最初に施行された、もつとも基本的な形態を示したものであつた、と断定している。

白棟の條鞭法が施行された後、山東はもとより北直隸・河南・山西・陝西の各地で、條鞭法が施行された事實を著者は具體的に紹介する。本書一四四頁に掲げられた「華北における一條鞭法の實施狀

況」表は、はっきりとその事實を示している。

なお、一條鞭法が普及していく中で發生した重大な問題點は「寄莊戸」の存在であった。山東曹縣の場合、その田土は實在地の約半數が寄莊地になっていたという。それゆえ、寄莊地・寄莊戸を的確に把握して、寄莊戸にも相應の徭役銀を賦課することが緊急の問題となつた。寄莊戸が原籍地で優免をうけ、更に寄莊した州縣でも優免をうけるといふ、二重の優免特權を嚴禁すべきことが提案された。一條鞭法の最大の課題は、課税の公平化をはかることであつたから、紳士層の優免特權を極力制限して、課税の公平化を期すことが、條鞭法の施行に伴つて起つた重要な問題であつたことを、著者は強調する。

第四節「一條鞭法の問題點——結びにかえて——」は、本篇の結論である。一條鞭法は税糧・徭役の銀納化を前提として、それら兩者における各税目を、可能なかぎり一條化し、一條化された税銀を一定の割合で、人丁と土地に均等に賦課するものであつた。しかし、それでも若干の徭役が残存したことを著者は指摘する。例えば、山東曹縣で王圻が實施した條法でも、兗軍・倭馬・起解(後の收頭)などの役は、明末まで實役として残存していた。これらの残存した實役の負擔を、一定の方式によつて解決しようとした具體例を、乾隆『虞城縣志』に載せられた楊東明「軟擡重差法」を引用して、その具體策を紹介している。すなわち、條鞭では解決できなかった實役の問題を、「軟擡」という方式で解決すべきことを、楊東明は提案したのである。

最後に、著者は「一條鞭法が明末から清初にかけて、いかなる實施狀況にあつたかは、現在の所あまり明白でないといつてよいであ

らう。一條鞭法から地丁併徵へという徭役制度の展開過程に現れる一問題として、敢えて『軟擡』という方式が存在したことを提示した」と結んでいる。

著者がいうとおり、華北における一條鞭法施行に關する史料は、華中・華南のそれに比べて、きわめて乏しいのである。著者は史料不足の困難を克服しながら、山東を中心として、華北における條鞭法施行の實狀と、そこに含む問題點を詳細に解明したことは、きわめて大きな成果であり、著者の努力を多ししなければならぬ。

つぎに「補篇」に收められている諸論文を紹介するが、上述したようにこれらはすべて既發表のものであるから、簡單な紹介にとどめたい。一「明代華北における銀差成立の一研究——山東の門銀成立を中心にして——」は、著者の明代徭役制度研究の出發點となつた處女論文であり、本篇で取りあげた明代一條鞭法の研究の原點となつた重要な論文である。著者のその後の研究の基礎となつた主要な問題點はすべてこの論文の中に含まれている。副題に「山東の門銀成立を中心にして」とあるが、この門銀こそ華北における條鞭法のキイ・ワードである。本篇とあわせて讀む必要のある重要な論文であることを指摘しておきたい。

二「明代華北の〈大戸〉について」の大戸も、本篇の中でも若干言及されていたが、一條鞭法の施行によつて解消した徭役である。それゆえ、本論文もまた本篇と密接な關連があるので、ぜひ本篇とあわせて讀む必要があるといわねばならぬ。

三「呂坤の土地丈量策と鄉村改革について」、および四「呂坤の總甲法について」の兩篇は、呂坤の『實政錄』に依據しながら、華

北の農村における諸問題を論じたものである。ことに前者では「丈量策と均里均甲」や「優免問題」に論及している。

五「龐尙鵬の一條鞭法について」、および六「明代福建の一條鞭法について」の兩篇は、本篇では論及しなかつた華中、華南の一條鞭法を考察したものである。龐尙鵬は一條鞭法の實施者として有名であるが、前者は彼が浙江で舉行した條鞭を取りあげ、後者では彼が福建で實施した條鞭法について論じている。

最後の七「日本における明代徭役制度の研究」はまず戦前における徭役制度の研究について概述しているが、ここに擧げられている先學の論文の中で、筆者がもっとも示唆を興えられたのは、清水泰次「明代に於ける役法の變遷」であつたことを申しそえておきたい。戦後、私たちが明代徭役制の研究にすんなりと取りかかることができたのは、戦前の清水博士の研究の成果があつたからである。敗戦の年の秋、戦火で荒れはてた早稻田大學を訪れて、清水博士の教示を仰いだ筆者と、著者とは、清水博士に對する思いが大きく異なるのは當然かも知れない。つぎに、戦後における役法の研究を「里甲正役をめぐる諸問題」、「雜役（徭役）をめぐる諸問題」、「里甲正役・均徭の銀納化をめぐる諸問題」、「一條鞭法をめぐる諸問題」の四分野にわけて紹介し、隨處に著者の傾聴すべき評價が加えられている。筆者の考えと必ずしも一致しないのも、此處ではふれないことにしたい。

著者はその處女論文以來、一貫して明代徭役制の研究に専念してきた。そして、華北、ことに山東を主なる研究對象とした。著者が山東にこだわつたのは、岩見宏氏によつて學界に紹介された『山東經會錄』の存在があるかも知れない。本書の隨處に、『山東經會

錄』が引用されているが、『經會錄』は華北の徭役制を考察する上で、きわめて貴重な史料であり、豊富な具體的記述を多數見出すことができる。

さて、著者はおつばら華北の徭役制を研究の對象としてきたが、均徭法についても、一條鞭法についても、名稱は同一であっても、中國各地でその内容に大きな差異が見られる。明代徭役制の全體像を明らかにするためには、華北の制度だけでなく、華中・華南の制度をも解明しなければならぬ。著者が今後も明代徭役制の研究をつづけるつもりがあるならば、華北のみでなく、更に華中・華南のそれを解明していただきたいものである。上述したように、華中・華南の研究をも併せて研究することによつて、はじめて明代徭役制の全體像がはつきりと浮びあがってくることであらう。

最後に一言述べておきたい。筆者は『明代徭役制度の展開』（一九六六）を刊行して以來、明代徭役制に言及することは、ほとんどなくなつた。筆者より二年早く、最初の論文を發表された岩見氏が、その著『明代徭役制度の研究』を出版されたのは、拙著が出てから二十年後の一九八六年のことであつた。そして、筆者たちより十年おくれで、明代徭役制の研究を始めた谷口氏は、昨年拙著の刊行より三十二年遅れて本書を出版されたわけである。明代徭役制の研究から手を引いて、すでに三十餘年になる筆者が、本書の書評をするのは、必ずしも適任でないのではないかと考えたが、著者との長い交友關係を考へて、敢えてお引きうけた次第である。それにしても、筆者としては岩見氏や谷口氏の著書がもう少し早く出版されていれば、もっと積極的に意見の表明もできたと思うと、本當に残念である。わが國における明代徭役制度の研究も、岩見・谷口

兩氏の著書によって、ほぼ大筋は確定し、今後それほど大きな修正がなされることはないであろうと確信する。

註

- (1) 最近、明代史の概説や研究書で、ここにも記されているとおり「里老人」と稱される場合が多いが、原史料には「老人」と記されており、里老人とよばれることはなかった。なお「里甲老人」という呼稱はあった。
- (2) 岩井茂樹「徭役と財政のあいだ——中國税・役制度の歴史的理解にむけて——」(一)(二)(三)(四)『京都産業大學經濟經營論叢』二八—四、二九—一、二、三、一九九四、九五。
- (3) 岩見宏『山東經會錄』について(『清水泰次博士追悼記念明代史論叢』株式會社大安、一九六二)参照。本書は内藤湖南博士の舊藏にかかり、天下の孤本である。十二卷十四冊。本書は明代山東の税糧・徭役に關する詳細な記録で、岩見・谷口兩氏の研究に頻繁に利用されている。
- (4) この部分の敘述は、著者によって實證された事實ではなく、通説に基づいて執筆されたものであろう。これは華北における實狀として述べられているが、それでは華中・華南ではどうだったのであろうか。
- (5) 「貪官汚吏、老胥猾里」について、著者は「老練で惡賢い胥吏や里長」と解しているが、前者が貪汚の官僚を指すのに對して、後者は老猾な胥吏という意味で、ここに里長が出てくることはおかしい。胥吏のことを里書と稱する場合もある。

一九九八年二月 東京 同朋舎
A5判 三九一—二二三頁 一五五三四圓